

福岡市城南区選挙管理委員会
令和6年6月3日(月)
午前10時00分から

1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第13号)
- (2) 選挙人名簿に登録する者について (議案第14号)
- (3) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第15号)
- (4) 在外選挙人証等に使用する電子印用公印について (議案第16号)

2 そ の 他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和6年 7月 19日(金) 午前10時00分から

令和6年 8月 20日(火) 午前10時00分から

本文中の略語表記について 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 13 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 6 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 263 人 |
| | 内訳 死亡者 | 69 人 |
| | 市外転出者 | 194 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 6 月 3 日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和6年6月1日

1 死亡者

令和6年5月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年1月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	32	37	69
転出者	98	96	194
計	130	133	263

議題 (2)
議案第 14 号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年6月3日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 登録する者の数 1,029 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年6月3日

(根拠)

・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(登録)

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、^{<※1>}登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項(略))において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1>法第19条第2項(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月、12月((略)「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議題 (3)
議案第 15 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 6 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 6 月 3 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※ 1 >

(2) 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※ 1 > 法第 30 条の 10（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題（４）
議案第 16 号

在外選挙人証等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和6年7月19日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示する。

令和6年6月3日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひ　な　形	用途
在外選挙人証	てん書	正 方 形	1 5 ミ リ メートル	福岡市城 南区選挙 管理委員 会委員長	在外選挙人名簿に 登録されているこ との証明用
在外選挙人名簿の登録 について（通知）			2 0 ミ リ メートル		在外選挙人名簿へ の不登録通知用
在外選挙人名簿の抹消 について（通知）					在外選挙人名簿か らの抹消通知用
在外選挙人名簿の抹消 （記載事項の変更）につ いて（通知）					在外選挙人名簿か らの抹消又は記載 事項変更の通知用
在外選挙人名簿の登録 申請先の確認について （依頼）					在外選挙人名簿登 録申請先の確認依 頼用
在外選挙人名簿の登録 地区分について（通知）					在外選挙人名簿登 録地区分の通知用

（根拠）

- ・ 議決及び告示 福岡市区選挙管理委員会規程第27条、福岡市公印規則第9条の2第1項及び第3項による。

○福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）
（公印の取扱い）

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

○福岡市公印規則（抜粋）
（電子印）

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用することができる。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書（以下「電子印使用文書」という。）及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。